

「新しい生活様式」対応版

# 「指導士養成講習会」 開催（再開）の運営ガイド

作成日 2020年5月30日

## 免責事項（よくお読みください）

- ・公益社団法人日本理学療法士協会は、本資料の正確性および完全性を保証することはできません。ご利用は、自己の責任において行ってください。
- ・本ガイドを使用した結果、損害や不利益等が発生した場合、公益社団法人日本理学療法協会は一切の責任を負いません。
- ・本ガイドの内容は、予告なく修正される場合があります。

2020年5月

# 手引きの使い方

- このガイドは「指導士養成講習会」開催あたり準備・調整を行なっていたいただきたいポイントをまとめたものです。
- 都道府県・市区町村（地域包括支援センター）等との役割分担・進捗管理にご使用ください。
- 各項目の下に行政担当・事前準備完了予定日の記載ができるようにしてあります。担当者・再開できる時期を決めて実施をしましょう。
- 本ガイドと併せて新しい生活様式対応 住民主体の「通いの場」運営ガイドをご活用ください。

# 「指導士養成事業」での活動（再開）手順

「指導士養成事業」の開講（再開）に向けての会議

「指導士養成事業」の開講（再開）の内容（案）について提示

実施市町村（行政担当者）のチェック

「指導士養成事業」を開催するスタッフへの周知・確認

「指導士養成事業」の開講（再開）／開催後の報告・確認

# 「指導士養成事業」の活動（再開）基準

## （1）行政

例：石川県

モニタリング指標

市中感染の状況

① 感染経路不明者数：1人未満

② PCR検査陽性率：7%未満  
（クラスター関連除く）

医療提供体制への負荷の状況

③ 病床使用率：50%未満

④ 重症病床使用率：30%未満

例：茨城県

緊急事態措置等の強化・緩和に関する判断指標

(指標)		Stage4 感染爆発・医療崩壊のリスクが高い状態	Stage3 感染が拡大している状態	Stage2 感染が概ね抑制できている状態	Stage1 感染が抑制できている状態
県内の医療提供体制	①重症病床稼働率【県内】 (直近1週間平均)	60%超	60%以下	30%以下	10%以下
	②病床稼働率【県内】 (直近1週間平均)	70%超	70%以下	45%以下	30%以下
県内の感染状況	③1日当たりの陽性者数【県内】 (直近1週間平均)	10人超	10人以下	5人以下	1人以下
	④陽性者のうち、濃厚接触者以外の数【県内】 (直近1週間平均)	5人超	5人以下	3人以下	1人以下
	⑤陽性率【県内】 (直近1週間平均)	7%超	7%以下	3%以下	1%以下
都内の感染状況	⑥1日当たりの経路不明陽性者数【都内】 (直近1週間平均)	100人超	100人以下	50人以下	10人以下

# 「指導士養成事業」活動（再開）時の参加者の基準

## （2）参加者

### 【中止の場合】

- 受講生等の感染が判明した場合
- 受講生等が感染者の濃厚接触者に特定された場合

なお、利用停止の措置をとる場合の利用停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。

- 受講生等に発熱等の風邪の症状やセルフケアチェックで体調不良の場合は、自宅で休養するよう指導する

### 【自粛などの場合】

- 感染症陽性者が集団発生した地域（県外も含む）に2週間以内に行ったことがある
- 1ヶ月以内に海外渡航歴がある
- においや味を感じない
- 24時間以内に37.5度以上の発熱があった場合 など

1. 衛生用品の準備
2. 安全管理
3. 個人情報管理
4. 関係機関への事前調整
5. 準備：参加者への配慮
6. 「指導士養成講習会」の開始前
7. 「指導士養成講習会」の講習会中
8. 「指導士養成講習会」の終了時、終了後

# 1. 衛生用品の準備：「指導士養成講習会」運営用の準備

- ☑液体せっけん⇒手洗い
- ☑アルコール消毒液⇒手指消毒
- ☑除菌シート⇒清掃（環境整備）
- ☑次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%）⇒講習会終了後の清掃
- ☑消毒液を入れる容器⇒作った消毒液用
- ☑体温計
- ☑ペーパータオル
- ☑うがい用の紙コップ



POINT!!

準備に時間を要する衛生用品には注意

担当者：

準備完了予定日：

# 1. 衛星用品の準備：「指導士養成講習会」運営用の準備

## 【代替方法・備考】

- 住民（受講生）個人の衛生用品（マスク等）は持参を基本として周知する。
- 除菌シートが入手できなければ、布やペーパータオルに消毒液を浸したもので代用する。
- ペーパータオルはキッチンペーパーでも代用できる。手洗い場での布タオルの共用は厳禁。
- 電子体温計は必ずアルコール消毒してから使用する。
- ゴミ袋に関しては、大・中・小の種類を準備し、受講生が共同のごみ箱を常に使用することを避ける。
- 界面活性剤(台所用洗剤等)も消毒に使用できる。
- 0.05%次亜塩素酸ナトリウム消毒液を作成する場合、次亜塩素酸ナトリウム液（台所漂白剤等）を原液とする。作成した消毒液は必ず内容を明記した容器等に入れ、作り置きをしない。以下の資料が参考になる。

防衛省統合幕僚監部「新型コロナウイルスから皆さんの安全をまもるために

[https://www.mod.go.jp/js/Activity/Gallery/images/Disaster\\_relief/2020covid\\_19/2020covid\\_19\\_guidance1.pdf](https://www.mod.go.jp/js/Activity/Gallery/images/Disaster_relief/2020covid_19/2020covid_19_guidance1.pdf) 15-21頁



- 次亜塩素酸ナトリウム液の濃度は、目的別に0.1%と0.05%使い分ける。
  - ・ 吐物や便処理、体液が付いた衣類の消毒：0.1%次亜塩素酸ナトリウム液
  - ・ ドアノブや床、調理器具等の消毒：0.05%次亜塩素酸ナトリウム液
- 薬剤等の扱いに関しては、使用上の注意をよく読み安全に留意して使用する。
- いずれの品目も、講習会会場の規模から必要数量を事前に概算して準備する。
- 市町村（自治体）などと、準備・備蓄の状況や方法についてこまめに情報交換しておく。

# 1. 衛生用品の準備：「指導士養成講習会」スタッフ用の準備

- ☑使い捨て手袋
- ☑マスク
- ☑ゴーグル（無ければ、眼鏡などで代用も考慮）
- ☑長袖ガウン／ビニールエプロン
- ☑足踏み式ごみ箱／蓋付き⇒衛生用品の廃棄用
- ☑ゴミ袋⇒衛生用品の廃棄用



**POINT!!**

運営スタッフの感染予防のため個人任せにしない

担当者：

準備完了予定日：

# 1. 衛生用品の準備：「指導士養成講習会」スタッフ用の準備

## 【代替方法・備考】

- マスクは常時着用する。
- 使い捨て手袋は住民（参加者）の方が触れる場所での作業時（清掃、物資・食事の配布等）に着用する。
- 使い捨て手袋は汚れたとき・破れたとき・一連の作業が終了するごとに交換する。作業場所が変わるときも交換する。
- ゴーグルは咳症状がある人との接触時等に手袋・マスクとセットで着用する。ゴーグルが入手できなければ伊達メガネ等でさしあたり代用が可能。
- 長袖ガウン/ビニールエプロンが無ければ、ビニールのレインコート等を代用する
- (できれば再利用はしない)。> 目的に沿った感染予防策が必要である。
- 足踏み式ゴミ箱（ゴミに直接触れず投棄できる）が入手できなければ、取手付きの蓋を準備／自作し、取手を適宜アルコール等で消毒する。

## 2. 安全管理：「指導士養成講習会」スタッフへの説明

- ☑感染予防策・衛生用品の説明
- ☑手袋・マスクの装着方法
- ☑手袋・マスクの脱衣方法
- ☑飛沫・接触など感染経路別リスク・予防策の説明
- ☑感染者発生時の連絡・対応方法
- ☑日本理学療法士協会作成の感染対策動画の視聴



運営スタッフや参加者を守るため、可能であれば保健師や医療機関のICTスタッフなどから事前に指導を受けましょう。

担当者：

準備完了予定日：

## 2. 安全管理：「指導士養成講習会」スタッフへの説明

### 【備考】

- ・ 感染予防マニュアルを作成したあと、感染症予防に長けた専門職に確認してもらう。
- ・ マスク・使い捨て手袋・ガウン等は脱ぐ時が一番汚染される。(外側は汚染されているため、触らない)
- ・ 手袋を外した後は、必ずすぐに手洗い、できなければ手指アルコール消毒を行う。

### ＜参考資料＞

防衛省統合幕僚監部「新型コロナウイルスから皆さんの安全をまもるため

[https://www.mod.go.jp/js/Activity/Gallery/images/Disaster\\_relief/2020covid\\_19/2020\\_covid\\_19\\_guidance1.pdf](https://www.mod.go.jp/js/Activity/Gallery/images/Disaster_relief/2020covid_19/2020_covid_19_guidance1.pdf) 26-30頁



### 【担当スタッフへの周知事項① 飛沫感染予防策】

- ・ 体調不良者を他者から離す。(個室、隔離区域、空間を2m以上分離、本人は区域から出ない)
- ・ マスクを着用する。(本人、接触者も)
- ・ マスクをしている体調不良者との接触前後に手指衛生を行う。
- ・ 症状のある人が、会場から出る時や他者と近づく場合は、マスク（サージカルマスク等）を着用する。

### 【担当スタッフへの周知事項② 接触感染予防策】

- ・ 体調不良者を他者から離す。(個室、隔離区域、空間を2m以上分離、本人は区域から出ない)
- ・ 隔離室等で接触して介助等をする人は、マスク、手袋、長袖のガウン、眼の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）を着用する。
- ・ マスクをしている体調不良者との接触前後に手指衛生を行う。

＜参考資料＞ 一般社団法人日本環境感染学会「避難所における感染対策マニュアル」

[http://qsh.jp/saigai\\_doc/kansentaisaku\\_20110324.pdf](http://qsh.jp/saigai_doc/kansentaisaku_20110324.pdf)



## 2. 安全管理：スタッフ・受講生の体調管理体制

- ☑ スタッフの体調管理方法・対応ルール
- ☑ 受講生の体調管理方法・対応ルール
- ☑ 受講生からの事前情報の取得と健康管理に関するお願い
- ☑ 受講生の受講時の体調チェック方法
- ☑ 受講生の受講後の体調管理に関するお願い



発熱  
咳  
倦怠感  
息苦しさ など



**POINT!!**

スタッフ・受講生の健康管理について配慮した支援体制にする。

担当者：

準備完了予定日：

## 2. 安全管理：スタッフ・受講生の体調管理体制

### 【備考】

- 運営従事前後に、検温や体調のチェックを行う(発熱、咳、倦怠感、息苦しきの有無等)。組織として体調管理方法を決め、体調に変化があった場合には、早期の対応ができるように事前にルールを決めておく。
- 運営スタッフが納得して業務に従事できるよう、丁寧なアフターケア体制を構築する。  
例：相談体制、特別休暇、平時業務のサポートなど
- 複数の住民（参加者）と会話するため、個別の対応より感染リスクが高く、ストレスも生じやすい。スタッフとして連続した参加は避けるなど、長期戦も見据えた配慮が必要。
- 常に相談ができるような窓口や相談者を準備しておく。
  - 例えば、普段から住民（参加者）が相談をしている地域包括センターや相談支援センター等との接点を維持し、感染予防の情報や医療機関へ繋がられるように準備しておく

## 3. 個人情報の管理

- ☑ スタッフの個人情報の把握
- ☑ 運営側で管理する個人情報の提示
- ☑ 緊急時に行政・保健所等へ提供する個人情報の提示
- ☑ 個人情報提供に関する同意書の作成
- ☑ 同意取得の方法



高齢者や障害者など、多様な参加者に対し、適切に配慮ができる準備をする

担当者：

準備完了予定日：

## 4. 関係機関への事前準備：行政担当者との調整

- ☑ 講習会開催時期の設定  
※可能な限り短期間で実施する ※感染リスクの高い季節は避ける
- ☑ 受講定員の設定
- ☑ グループワークやペア学習などの実施方法について検討
- ☑ スタッフの役割分担、配置を検討  
※スタッフ配置は日ごとに分散させる



受講生が安心して受講できる環境づくりを優先する

担当者：

準備完了予定日：

## 4. 関係機関への事前準備：講習会会場管理者との調整

- ☑利用ルールの確認
- ☑講義がマイクを使用して実施が行えるかの確認
  - ※マスク着用での講義では地声は非常に聞き取りにくいいため
- ☑使用する施設（部屋）の確保
  - ※受講生同士が2mの距離が取れる広さと資材置き場の設置も考慮する。
- ☑活動終了後の施設（部屋）の消毒の方法



今までの講習会での利用とは異なることを共有する

担当者：

準備完了予定日：

## 5. 準備：参加者への配慮

- ☑ 連絡担当者の確認
- ☑ 受講時は衛生用品の持参を周知
- ☑ 受講生同士が離れて（社会的距離）利用することを伝える
- ☑ 受講にあたっての感染対策について実施していることを伝える
- ☑ 通常の感染予防対策の実施を周知
- ☑ 連絡で使用する案内文を作成



**POINT!!**

特に会場ごとで衛生用品を十分に準備できないことを周知すること

担当者：

準備完了予定日：

## 6. 運営ルール決定

- ☑室内のレイアウト検討
- ☑受講者名簿の作成
- ☑手洗い、咳エチケットなど感染防止の基本を会場で掲示
- ☑会場の掃除・消毒に関するルールの設定
- ☑会場入り口（受付）での対応
- ☑体調不良者が出た場合の対処方法などの検討



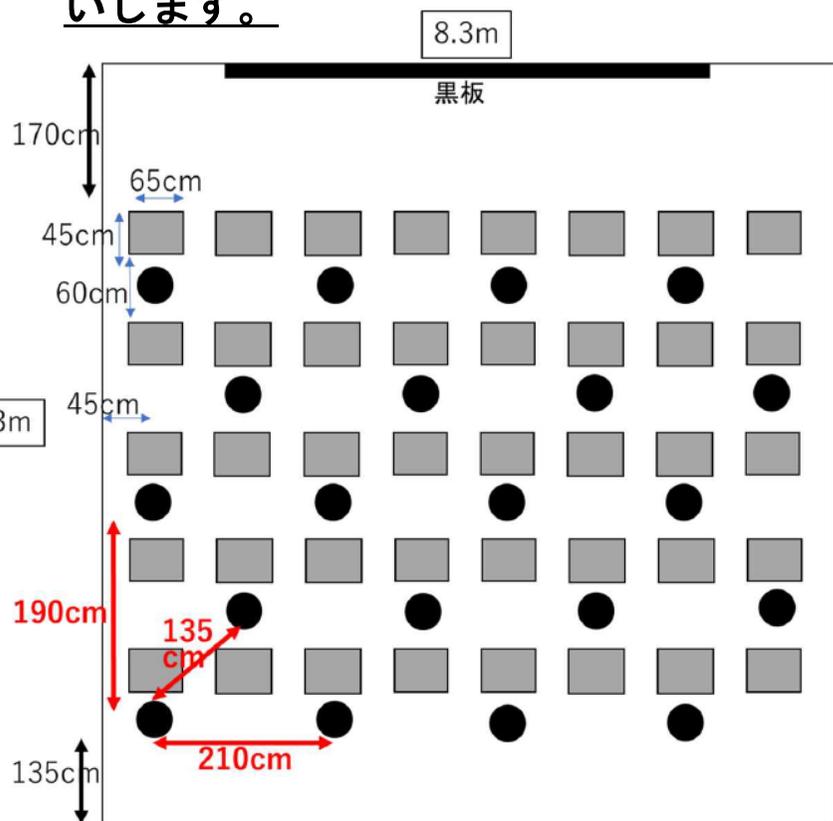
参加者の協力が不可欠です。地域にも事前に周知をしておく

担当者：

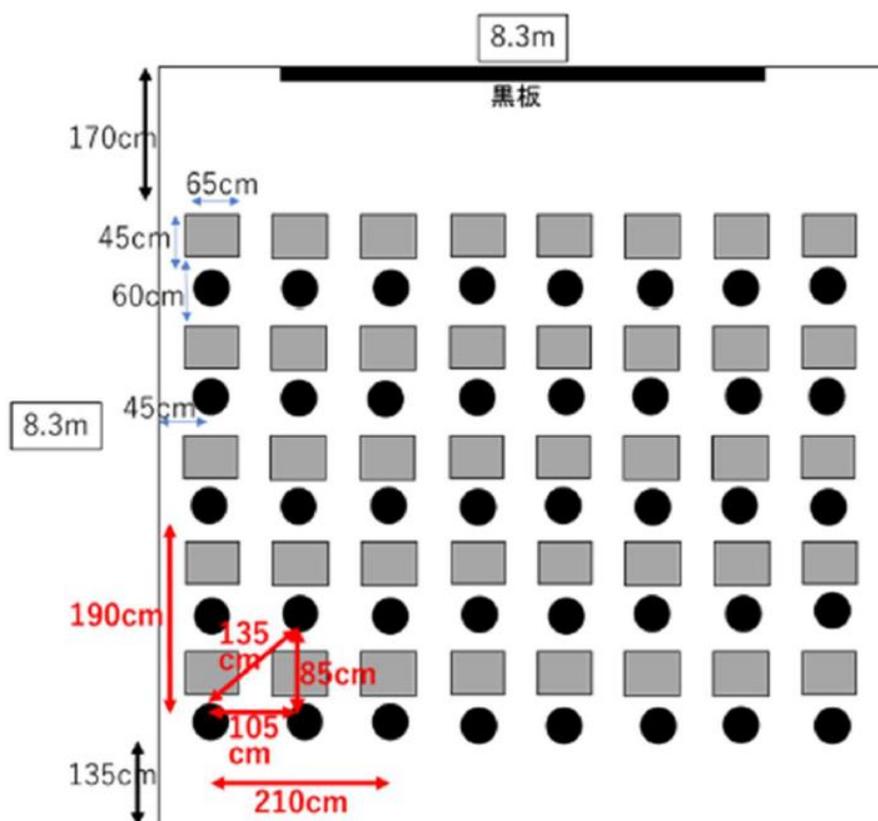
準備完了予定日：

## 6. 会場レイアウトイメージ

座席配置の一例です。これらはいくまでも目安であり、それぞれの施設の状況や感染リスクの状況に応じて、柔軟に対応することが可能です。座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気などを組み合わせることなどにより、現場の状況に応じて柔軟に対応するようお願いいたします。



(参考) レベル 2・3 の地域 68.9 $\text{m}^2$  (20人) 公益社団法人日本理学療法士協会

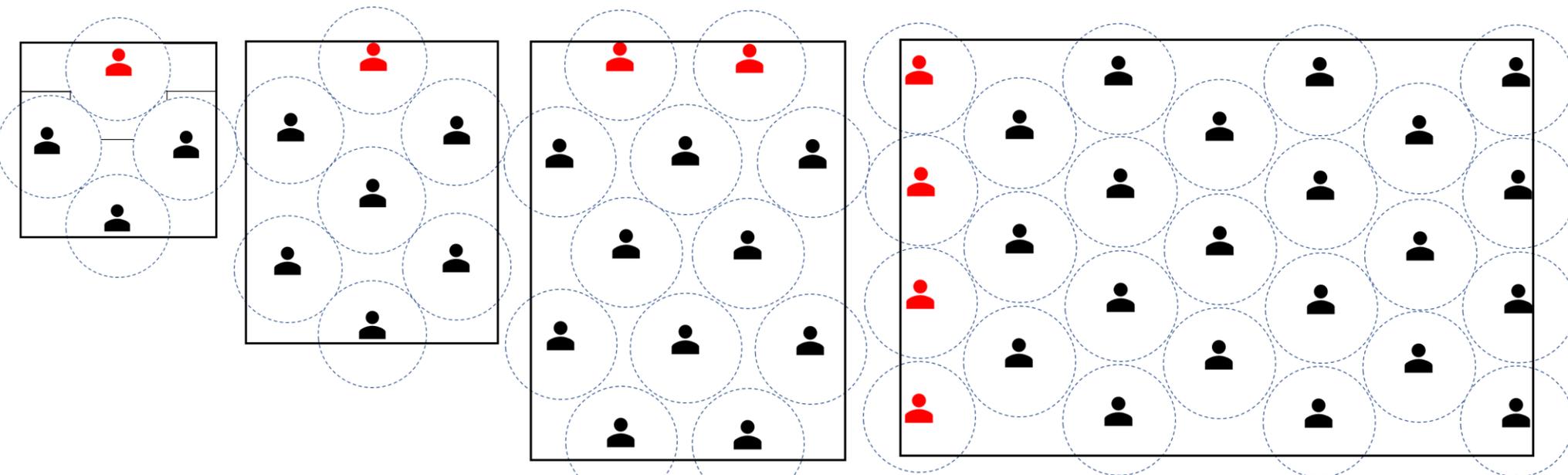


(参考) レベル 1 の地域 68.9 $\text{m}^2$  (40人)

☑ 受講生間のソーシャルディスタンスをとり受講生が直接向かい合わないように

☑ 講師はマスク着用での講義を前提にマイクを使用する

☑ 会場のこまめな換気の徹底（可能であれば2方向の窓を同時に開けること）



8畳間  
レベル3 : 4人  
レベル2 : 5人

30m<sup>2</sup> (15人)  
レベル3 : 7人  
レベル2 : 9人

50m<sup>2</sup> (30人)  
レベル3 : 12人  
レベル2 : 17人

96m<sup>2</sup> (60人)  
レベル3 : 25人  
レベル2 : 31人

準備完了予定日 :

## 7. 講習会中：会場の環境整備と維持

- ☑ 受講生のソーシャルディスタンスが順守され、活動のしやすさの検討
- ☑ 手洗い場やトイレなど共同スペースの衛生環境
- ☑ お茶などを提供する場合、衛生に配慮した管理と配布方法の検討
- ☑ 会場で使用する設備（椅子やテーブルなど）の清掃・消毒のタイミング
- ☑ ゴミの後始末
- ☑ 体調不良者などの対応
- ☑ スタッフ参加状況（時間帯等）と受講生の出欠の記録



POINT!!

会場での感染拡大や転倒など起こらないように、運営スタッフと一緒に、衛生環境を維持するルール作成や環境整備を行う

担当者：

準備完了予定日：

## 8. 講習会の終了時・終了後

- ☑ 受講後の通いの場での活動での留意点を講義の中に盛り込む
- ☑ 受講後の体調管理について伝達する
- ☑ 受講後体調悪化時（受講後2週間迄が目安）の主催者側への連絡について伝達する
- ☑ 受講日ごとのスタッフ参加状況（時間）と受講生出欠の記録をまとめておく



受講後の活動への促しとともに通いの場の運営に生かされる情報提供を

担当者：

準備完了予定日：

## 補 足



本ガイドは、新型コロナウイルス感染症などに対し作成したのですが、今後、最適な対応方法が変わっていくことが十分に考えられます。厚生労働省や各関係省庁及び各学会などの情報も注視し、最新の対応をお願いします。

# 「指導士養成講習会」は3蜜の環境

①換気の悪い  
密閉空間



②多数が集まる  
密集場所



③間近で会話や  
発声をする  
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。  
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

参考：厚労省ホームページ

## 活動再開前の事前準備で感染のリスクを下げましょう

# 「新しい生活様式」 具体的には

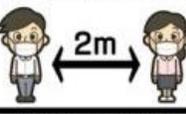
## 感染防止の3つの基本

- ① 身体的距離の確保
  - ② マスクの着用
  - ③ 手洗い
- 人との間隔はできるだけ2 m（最低1 m）空ける
  - 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ
  - 会話をする際は可能な限り真正面を避ける
  - 外出時、屋内にいるときや会話をするときは症状がなくてもマスクを着用
  - 家に帰ったらまず手や顔を洗う できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる
  - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）
- ※高年齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には体調管理をより厳重にする

## 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える
- 帰省や旅行はひかえめに 出張はやむを得ない場合に
- 発症したときのため誰とどこで会ったかをメモにする
- 地域の感染状況に注意する

## 新しい生活様式の実践例(抜粋)

<p>外出はマスク着用 屋内や会話は 症状なくても着用</p> 	<p>帰宅後など まめに手洗い 手指の消毒も</p> 	<p>人との間隔2m 可能な限り 対面会話を避ける</p> 	<p>3密の回避 密集・密接・密閉</p> 
<p>遊びに行くなら 屋内より屋外</p> 	<p>感染が流行している 地域への移動は控える</p> 	<p>帰省・旅行は 控えめに</p> 	<p>誰とどこで 会ったかメモ 移動履歴ON</p> 

## 日常生活

- まめに手洗い 手指消毒
- せきエチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 3密の回避（密集 密接 密閉）
- 毎朝の体温測定 健康チェック 発熱またはかぜの症状がある場合は無理せず自宅で療養

# 「新しい生活様式」 具体的には：生活場面ごとの例



## 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画を立てて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは前後にスペース

## 食事

- 持ち帰りや出前 デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中 おしゃべりは控えめに
- お酌 グラスやお猪口の回し飲みは避けて

## 娯楽 スポーツ等

- 公園はすいた時間や場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は十分な距離かオンライン

## 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

## 冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱やかぜの症状がある場合は参加しない

# 「新しい生活様式」 具体的には：働き方のスタイル



- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスは広々と
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打ち合わせは換気とマスク

## 社会・経済活動再開に向けた感染拡大予防の工夫例

屋外		屋内						
運動施設 (屋外)	公園	映画館 公会堂 演芸場など	物品販売業 (スーパー) など	博物館 美術館 図書館	理美容ほか 対人サー ビス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店
ロッカー、シャワー など屋内共用施設使用制限		入場人数の制限・滞在時間の制限			滞在時間の制限	少人数で滞在時間の制限	乗車人数制限・時差通勤	入場人数の制限・滞在時間の制限
接触スポーツの制限	密の注意喚起掲示	西方を空けた席配置	レジなどで 周囲を空ける (床に印を 付けるなど)	四方を空けた席配置・ 展示配置の工夫	四方を空けた席配置		座席間隔に留意	座席間隔に留意・真正面は避ける
—		頻繁な換気(窓開け、扇風機)						テラス席 2方向換気

## 「新しい生活様式」を踏まえた行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い活動	趣味・余暇活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数でのリスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2m程度 (最低1m)	リスクの低い活動から徐々に実施	リスクの低い活動から徐々に実施 <sup>2</sup> し、運営スタッフ等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること	十分な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

「レベル3」：生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域（累積患者数，感染経路が不明な感染者数の割合，直近1週間の倍加時間などで判断する。特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑え込む地域。）

# 令和2年5月4日 専門家会議提言 「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」

## リスク評価とリスクに応じた対応

事業者においては、まずは提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタンなど）には特に注意する。

飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。

## 各業種に共通する留意点

基本的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要である。例えば、人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）することのほか、以下のものが挙げられる。

- 感染防止のための入場者の整理（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入場制限を含む）
- 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
- 施設の換気（2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる）
- 施設の消毒

## 症状のある方の入場制限

- 新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないよう呼びかけることは、施設内などにおける感染対策としては最も優先すべき対策である。また、状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。
- なお、業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理することも考えられる。

# 令和2年5月4日 専門家会議提言 「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」

## 感染対策の例

- 他人与共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る。
- 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- 手洗いや手指消毒の徹底を図る。
- ※美容院や理容、マッサージなどで顧客の体に触れる場合は、手洗いをよりこまめにするなどにより接触感染対策を行う。  
（手袋は医療機関でなければ特に必要はなく、こまめな手洗いを主とする）

## トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する）

- 便器内は、通常の清掃が良い。
- 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

## 休憩スペース（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する）

- 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- 休憩スペースは、常時換気することに努める。
- 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

# 令和2年5月4日 専門家会議提言 「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」

## ゴミの廃棄

- 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

## 清掃・消毒

- 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要である。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

## その他

- 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

## 参考資料

- 「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について（事務連絡）」（令和2年4月7日付事務連絡）内閣府  
[http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan\\_korona.pdf](http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan_korona.pdf)
- 「新型コロナウイルスに関するQ&A(一般の方向け)」厚生労働省HP 令和2年4月16日時点版  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)
- 「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」（令和2年4月2日付事務連絡）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000618528.pdf>
- 「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」の送付について（令和2年4月2日付事務連絡）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000618526.pdf>
- 「家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」厚生労働省HP  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>
- 「新型コロナウイルスから皆さんの安全をまもるために」防衛省統合幕僚監部  
[https://www.mod.go.jp/js/Activity/Gallery/images/Disaster\\_relief/2020covid\\_19/2020covid\\_19\\_guidance1.pdf](https://www.mod.go.jp/js/Activity/Gallery/images/Disaster_relief/2020covid_19/2020covid_19_guidance1.pdf)
- 「新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項」日本環境感染学会HP  
<http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/dokyokazokuchujikou.pdf>
- 「大規模自然災害時の被災地における感染制御マネジメントの手引き」アドホック委員会被災地における感染対策に関する検討委員会報告、日本感染症学会、[http://www.kankyokansen.org/other/public-comment\\_1312.pdf](http://www.kankyokansen.org/other/public-comment_1312.pdf)
- 「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」（令和2年4月7日）国立感染症研究所、国立国際医療研究センター国際感染症センター  
<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200407.pdf>
- 「避難所における感染対策マニュアル」2011年3月24日版 平成22年度厚生労働科学研究費補助金「新型インフルエンザ等の院内感染制御に関する研究」研究班(主任研究者 切替照雄)作成  
[http://qsh.jp/saigai\\_doc/kansentaisaku\\_20110324.pdf](http://qsh.jp/saigai_doc/kansentaisaku_20110324.pdf)
- 「新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方」環境省  
[https://www.env.go.jp/saigai/novel\\_coronavirus\\_2020/flyer\\_on\\_disposal\\_of\\_contaminated\\_household\\_waste.pdf](https://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/flyer_on_disposal_of_contaminated_household_waste.pdf)

### 【医療廃棄物処理等に関する紹介リンク先】

- 「新型コロナウイルス感染症にかかる廃棄物の適正処理等について（通知）」令和2年3月4日付環循適発第2003044号・環循規発第2003043号環境省環境再生資源循環局長通知  
[http://www.env.go.jp/saigai/novel\\_coronavirus\\_2020/er\\_2003044\\_local\\_gov.pdf](http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/er_2003044_local_gov.pdf)
- 「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成30年3月）環境省  
<http://www.env.go.jp/recycle/misc/kansen-manual1.pdf>
- 「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成21年3月）環境省  
<http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/>

COVID-19の最適な対応については本資料にとらわれることなく、厚生労働省や各関係省庁のウェブサイト、各学会等のウェブサイト等も注視のうえ、最新情報へのアップデートをお願いします。